

清 須 市 地 域 防 災 計 画

新 旧 対 照 表

平 成 3 1 年 3 月 修 正

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）								
	1 総則	1 総則								
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱								
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱								
17	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関								
18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>2 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中部地方整備局	2 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>2 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、<u>被災地へのアクセス確保</u>、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中部地方整備局	2 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、 <u>被災地へのアクセス確保</u> 、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う
機関の名称	事務又は業務の大綱									
中部地方整備局	2 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う									
機関の名称	事務又は業務の大綱									
中部地方整備局	2 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、 <u>被災地へのアクセス確保</u> 、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う									

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）	2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
33	1 市及び県（防災局、関係部局）における措置 (1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等との連携体制の推進 <u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。</u>	1 市及び県（防災局、関係部局）における措置 (1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等の環境整備 <u>市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。</u>
34	(2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 <u>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社等のボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進する。</u>	(2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 <u>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時ににおいてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</u>
34	(追加) 2 市における措置 市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体等防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む等、地域・組織としての防災力の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。	(3) 連携体制の確保 <u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。</u>
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策
	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策
38	1 市、中部地方整備局及び県（建設部）における措置 (1)～(4)（略）	1 市、中部地方整備局及び県（建設部）における措置 (1)～(4)（略）
39	(追加)	(5) 予想される水災の危険の周知等 <u>市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	(5) (略)	<u>と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。</u>
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
41	3 浸水想定区域における措置 (1)～(2) (略) (追加)	3 浸水想定区域における措置 (1)～(2) (略) (3) 市長の指示等 <u>市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u>
42	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>(1) 計画の策定等</u> 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努める。 ア 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成。 イ 訓練の実施 (略) ウ 自衛水防組織の設置 (略) <u>(2) 実施状況の確認等</u> 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の (1)、(2) をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。</u> (1) 計画の作成 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告。 (2) 訓練の実施 (略) (3) 自衛水防組織の設置 (略) (削除)
	第5節 農地防災対策	第6節 農地防災対策
43	2 関連調整事項	2 関連調整事項

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）																
	<p>(1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。</p> <p>また、決壊した場合、人家や公共施設等に甚大な被害が及ぶおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。</p>	<p>(1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える</u>おそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。</p>																
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策																
	第5節 高圧ガス保安対策	第5節 高圧ガス保安対策																
48	<p>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置</p> <p>中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。</p>	<p>1 中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び名古屋市における措置</p> <p>中部近畿産業保安監督部、<u>県及び名古屋市</u>は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。</p>																
	第7節 地下街等の保安対策	第7節 地下街等の保安対策																
51	<p>4 ガス事業者における措置</p> <p>(4) 導管は、<u>14ヶ月</u>に1回以上漏洩検査を実施するほか、毎年度1回以上安全使用を周知する。</p>	<p>4 ガス事業者における措置</p> <p>(4) 導管は、<u>1年</u>に1回以上漏洩検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用を周知する。</p>																
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化																
	第1節 交通関係施設対策	第1節 交通関係施設対策																
52	<p>1 道路 【地震災害】</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p>	<p>1 道路 【地震災害】</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p>																
53	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、<u>ヘリポート</u>、<u>災害医療拠点</u>、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、 <u>ヘリポート</u> 、 <u>災害医療拠点</u> 、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、<u>災害医療拠点</u>、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、 <u>災害医療拠点</u> 、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																	
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、 <u>ヘリポート</u> 、 <u>災害医療拠点</u> 、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、 <u>災害医療拠点</u> 、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
	第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備																
61	<p>1 市及び県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これらの計画に基づき、</p>	<p>1 市及び県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これらの計画に基づき、</p>																

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）	
63	<p>警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備する。</p> <p>また、県は、地震防災対策を推進するため、市に対して補助事業等を実施する。</p> <p>4 補助事業 (追加)</p> <p>市は、地震防災対策事業の推進を図るため、県費補助金を受領し、これを活用した地震防災対象事業を実施する。</p>	<p>警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備する。</p> <p>また、県及び市は、地震防災対策を推進するため、市に対して単独事業等を実施する。</p> <p>4 単独事業等</p> <p>(1) 防災対策事業 市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。</p> <p>(2) 補助事業 市は、地震防災対策事業の推進を図るため、県費補助金を受領し、これを活用した地震防災対象事業を実施する。</p>	
第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備		第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備		第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
69	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信施設・設備等</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化する等の整備改善に努める。</p> <p>また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	
第8章 避難行動の促進対策		第8章 避難行動の促進対策	
73	<p>■ 基本方針</p> <p>○災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難指示（緊急）等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	
第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備		第1節 気象警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備	
<p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール</p>		<p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して気象警報や避難指示（緊急）等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	<p>機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>
	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>
74	<p>1 市における措置</p>	<p>1 市における措置</p>
75	<p>(1) マニュアルの作成 市は、避難指示（緊急）、<u>避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。 ウ 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること。 エ 区域の設定にあたっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえる。</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求める。</p> <p>(3) 事前準備 市は、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行う。</p>	<p>(1) マニュアルの作成 市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。 ウ 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること。 エ 区域の設定にあたっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえる<u>とともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること。</u></p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 判断基準<u>や発令対象区域</u>の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求める。</p> <p>(3) 事前準備 市は、避難勧告等を<u>発令しようとする場合において</u>、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準<u>や発令対象区域</u>の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行う。</p>
	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>
77	<p>1 市及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p>	<p>1 市及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
78	(3) その他 イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	(3) その他 イ 市は、 <u>指定避難所及び</u> 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 <u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とする。</u>
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備
79	1 市における措置	1 市における措置
80	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備 防災行政無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、ラジオ等	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備 防災行政無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、ラジオ、 <u>ホワイトボード</u> 等
	第3節 要配慮者支援対策	第3節 要配慮者支援対策
81	1 市、県（健康福祉部、振興部、<u>県民生活部</u>、防災局）及び社会福祉施設等管理者における措置	1 市、県（健康福祉部、振興部、<u>県民文化部</u>、防災局）及び社会福祉施設等管理者における措置
82	(3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保をするうえで特に支援を要し、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に掲載する。 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織 <u>その他</u> の避難支援等の実施に携わる者）に対し、避難行動要支援者名	(3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件 市は、 <u>要配慮者のうち</u> 、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保をするうえで特に支援を要し、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に掲載する。 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、 <u>その他</u> の避難支援等の実施に携わる者）に対し、避難行動要支援者

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
84	<p>簿に登載された情報を事前に提供できる。</p> <p>そして、これらの名簿情報を施錠可能な場所で保管し、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、名簿引き渡し時に必要な措置を講ずる。</p> <p>また、市は、当該市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>(6) 浸水想定区域内の施設等の公表</u></p> <p>市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地をこの計画に定めるとともに、市民への周知を図る。</p> <p><u>(7) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> (追加)</p>	<p>名簿に登載された情報を事前に提供できる。</p> <p>そして、これらの名簿情報を施錠可能な場所で保管し、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、名簿引き渡し時に必要な措置を講ずる。<u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>また、市は、当該市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>(6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u></p> <p><u>ア 浸水想定区域内の施設等の公表</u></p> <p>市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地をこの計画に定めるとともに、市民への周知を図る。</p> <p><u>イ 洪水時の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></p> <p><u>ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u></p> <p><u>(イ) 計画の作成等</u></p> <p><u>清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用して</u> <u>いる者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。</u></p> <p><u>(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及</u></p> <p><u>市は、清須市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。</u></p> <p><u>(ウ) 施設管理者等に対する支援</u></p> <p><u>市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
		<p><u>の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</u></p> <p><u>(エ) 市長の指示等</u></p> <p><u>市長は、清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。</u></p>
	第10章 広域応援体制の整備	第10章 広域応援体制の整備
	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備
87	2 西枇杷島警察署及び県警察における措置 (3) 西枇杷島警察署及び県警察は、 <u>救助用資機材</u> の整備を推進する。	2 西枇杷島警察署及び県警察における措置 (3) 西枇杷島警察署及び県警察は、 <u>救出救助用資機材</u> の整備を推進する。
	第16章 防災訓練及び防災意識の向上	第16章 防災訓練及び防災意識の向上
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
96	1 市及び県（防災局、農林水産部、建設部等関係部局）、県警察における措置 (1) 防災意識の啓発 オ 警報等や <u>避難指示等</u> の意味と内容	1 市及び県（防災局、農林水産部、建設部等関係部局）、県警察における措置 (1) 防災意識の啓発 オ 警報等や <u>避難指示（緊急）等</u> の意味と内容
	第17章 防災に関する調査研究の推進	第17章 防災に関する調査研究の推進
	第1節 防災に関する調査研究の推進	第1節 防災に関する調査研究の推進
99	1 市における措置 (5) 地籍調査 市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値 <u>警報</u> により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	1 市における措置 (5) 地籍調査 市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値 <u>情報</u> により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制
109	<p>4 職員の配置及び服務 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 【本部員会議】 <ul style="list-style-type: none"> 本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 総務部長 企画部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 【総務部】 <ul style="list-style-type: none"> 防災行政班／財政班／税務・収納班／会計班／監査事務班／消防班 【企画部】 <ul style="list-style-type: none"> 人事秘書班／企画政策班 【市民環境部】 <ul style="list-style-type: none"> 市民・市民サービスセンター班／保険年金班／生活環境班／産業班 【健康福祉部】 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉班／児童福祉班／高齢福祉班／保健班 【建設部】 <ul style="list-style-type: none"> 土木班／都市計画班／地域開発・まちづくり班／上下水道班 【教育部】 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育班／生涯学習・スポーツ班／給食センター班／学校班 【議会議務局】 <ul style="list-style-type: none"> 議事調査班 <p>【本部事務局】 防災行政課</p>	<p>4 職員の配置及び服務 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 【本部員会議】 <ul style="list-style-type: none"> 本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 総務部長 企画部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 【総務部】 <ul style="list-style-type: none"> 防災行政班／財政班／税務・収納班／会計班／監査事務班／消防班 【企画部】 <ul style="list-style-type: none"> 人事秘書班／企画政策班 【市民環境部】 <ul style="list-style-type: none"> 市民・市民サービスセンター班／保険年金班／生活環境班／産業班 【健康福祉部】 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉班／児童福祉班／高齢福祉班／保健班 【建設部】 <ul style="list-style-type: none"> 土木班／都市計画・新清洲駅周辺まちづくり班／上下水道班 【教育部】 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育班／生涯学習・スポーツ班／給食センター班／学校班 【議会議務局】 <ul style="list-style-type: none"> 議事調査班 <p>【本部事務局】 防災行政課</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）																														
114	<p>所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 240 271 316">部</th> <th data-bbox="271 240 472 316">班 (班 長)</th> <th data-bbox="472 240 1055 316">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 320 271 443"></td> <td data-bbox="271 320 472 443">土 木 班 (土 木 課 長)</td> <td data-bbox="472 320 1055 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 448 271 762">建 設</td> <td data-bbox="271 448 472 762">都 市 計 画 班 (都 市 計 画 課 長)</td> <td data-bbox="472 448 1055 762"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 767 271 890">部</td> <td data-bbox="271 767 472 890">地 域 開 発 ・ ま ち づ くり 班 (地 域 開 発 課 長)</td> <td data-bbox="472 767 1055 890"> 1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 895 271 1010"></td> <td data-bbox="271 895 472 1010">上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)</td> <td data-bbox="472 895 1055 1010">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務		土 木 班 (土 木 課 長)	(略)	建 設	都 市 計 画 班 (都 市 計 画 課 長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加)	部	地 域 開 発 ・ ま ち づ くり 班 (地 域 開 発 課 長)	1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること		上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)	(略)	<p>所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 240 1232 316">部</th> <th data-bbox="1232 240 1433 316">班 (班 長)</th> <th data-bbox="1433 240 2040 316">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 320 1232 443"></td> <td data-bbox="1232 320 1433 443">土 木 班 (土 木 課 長)</td> <td data-bbox="1433 320 2040 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 448 1232 762">建 設</td> <td data-bbox="1232 448 1433 762">都 市 計 画 ・ 新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 班 (都 市 計 画 課 長)</td> <td data-bbox="1433 448 2040 762"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 767 1232 890">部</td> <td data-bbox="1232 767 1433 890">(削除)</td> <td data-bbox="1433 767 2040 890">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 895 1232 1010"></td> <td data-bbox="1232 895 1433 1010">上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)</td> <td data-bbox="1433 895 2040 1010">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務		土 木 班 (土 木 課 長)	(略)	建 設	都 市 計 画 ・ 新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 班 (都 市 計 画 課 長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること	部	(削除)	(削除)		上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)	(略)
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																														
	土 木 班 (土 木 課 長)	(略)																														
建 設	都 市 計 画 班 (都 市 計 画 課 長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加)																														
部	地 域 開 発 ・ ま ち づ くり 班 (地 域 開 発 課 長)	1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること																														
	上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)	(略)																														
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																														
	土 木 班 (土 木 課 長)	(略)																														
建 設	都 市 計 画 ・ 新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 班 (都 市 計 画 課 長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること																														
部	(削除)	(削除)																														
	上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)	(略)																														
第2章 避難行動		第2章 避難行動																														
第1節 気象警報等の発表、伝達		第1節 気象警報等の発表、伝達																														
120	<p>10 気象警報等の伝達系統 次の気象予警報等の伝達は、図1～5のとおり行う。 (4) 火災気象通報の伝達系統 (5) 火災警報の伝達系統</p>	<p>10 気象警報等の伝達系統 次の気象予警報等の伝達は、図1～5のとおり行う。 (4) 火災気象通報 (5) 火災警報</p>																														
第2節 避難の勧告・指示等		第2節 避難の勧告・指示等																														
123	<p>1 市における措置 (1) 避難勧告等 ア 避難勧告・避難指示（緊急） 気象予警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等</p>	<p>1 市における措置 (1) 避難勧告等 ア 避難勧告・避難指示（緊急） 気象予警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等</p>																														

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	<p>の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、市長は、市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める時、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発表に努める。</u></p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（<u>家屋被害に対する事前対策や避難場所</u>で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発表等と併せて<u>指定緊急避難場所</u>を開設する。</p>	<p>の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、市長は、市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める時、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。</p> <p>また、<u>夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</u></p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（<u>避難所</u>で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発表等と併せて<u>避難場所</u>を開設する。</p>
	<p>第3節 住民等の避難誘導</p>	<p>第3節 住民等の避難誘導</p>
131	<p>4 避難行動要支援者の支援</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達</p> <p><u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p>	<p>4 避難行動要支援者の支援</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達</p> <p>避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p>
	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>
	<p>第1節 応援協力</p>	<p>第1節 応援協力</p>
160	<p>1 市における措置</p>	<p>1 市における措置</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	(3) <u>県及び他の市町村との連携した応援</u> 市長は、 <u>県及び他の市町村と一体となった応援が効果的と認められるときは、</u> <u>県市長会及び県町村会の協力を得て、</u> <u>県及び他の市町村と連携し応援を実施する。</u>	(3) <u>「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</u> <u>市長は、当協定に基づき行われる応援について、</u> <u>県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。</u>
	第4節 ボランティアの受入れ	第4節 ボランティアの受入れ
166	3 ボランティアの受入れ	3 ボランティアの受入れ
	(略)	(略)
167	(追加)	4 ボランティア団体等との連携 <u>市及び県は、</u> <u>社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、</u> <u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、</u> <u>連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u>
	4 整備保存すべき帳簿	5 整備保存すべき帳簿
	(略)	(略)
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
173	■基本方針 ○災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> に従い迅速に実施し、 <u>感染症流行の未然防止</u> に万全を期する。	■基本方針 ○災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、 <u>感染症法</u> に従い迅速に実施し、 <u>感染症流行の未然防止</u> に万全を期する。
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生
184	2 防疫・保健衛生活動の実施	2 防疫・保健衛生活動の実施
	(2) 防疫対策 エ <u>感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律</u> による生活の用に供される水の供給 「第10章 第1節 給水」に準じて実施する。	(2) 防疫対策 エ <u>感染症法</u> による生活の用に供される水の供給 「第10章 第1節 給水」に準じて実施する。
185	(4) 健康管理 イ <u>市は県と協力して、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、</u> <u>必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</u>	(4) 健康管理 イ 市は県と協力して、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行 ^い 、必要に応じ、 <u>医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行^う。</u>
	第8章 水害防除対策	第8章 水害防除対策

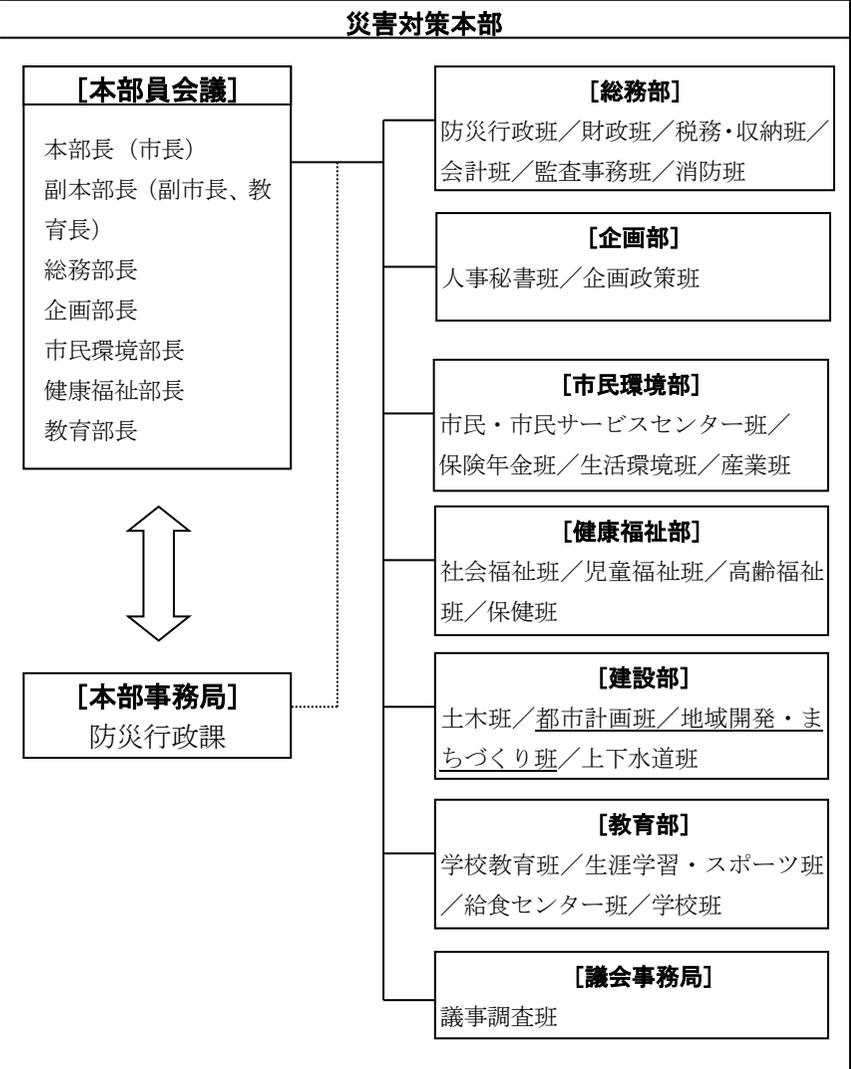
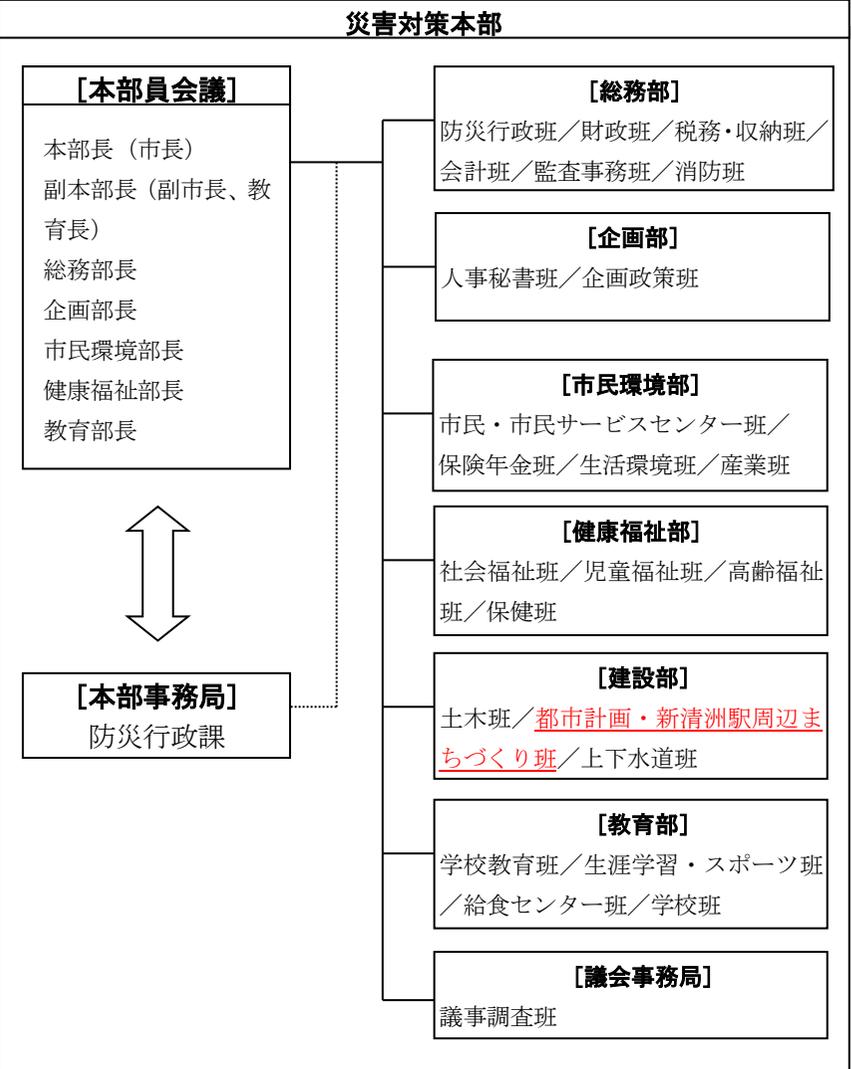
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
196	<p>第1節 水防</p> <p>4 活動内容</p> <p>(1) 水防活動の実施 ア～エ（略） （追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>第1節 水防</p> <p>4 活動内容</p> <p>(1) 水防活動の実施 ア～エ（略）</p> <p><u>オ 緊急通行</u> 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p> <p><u>カ 公用負担</u> 水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p>
	第11章 環境汚染防止及び地域安全対策	第11章 環境汚染防止及び地域安全対策
224	<p>第1節 環境汚染防止対策</p> <p>1 市等関係機関及び県（環境部）における措置</p> <p>(3) 環境調査 被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。</p>	<p>第1節 環境汚染防止対策</p> <p>1 市等関係機関及び県（環境部）における措置</p> <p>(3) 環境調査 被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。</p>
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策
237	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>3 市、県（防災局）及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は応急措置をとる。</p>	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>3 市、県（防災局）及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は応急措置をとる。</p>
	第14章 航空災害対策	第14章 航空災害対策
	第1節 愛知県名古屋飛行場	第1節 愛知県名古屋飛行場

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
241	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） 表中 愛知県健康福祉部医務国保課	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） 表中 愛知県健康福祉部 <u>保健医療局医務課</u>
244	5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） 表中 愛知県健康福祉部医務国保課	5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） 表中 愛知県健康福祉部 <u>保健医療局医務課</u>
	第19章 火薬類災害対策	第19章 火薬類災害対策
	第1節 火薬類関係施設	第1節 火薬類関係施設
256	3 市（名古屋市を除く）における措置 (略)	3 市における措置 (略)
	第22章 住宅対策	第22章 住宅対策
	第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営
270	2 災害救助法の適用等 (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	2 災害救助法の適用等 (1) 災害救助法が適用された場合、 <u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。</u> <u>ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、清須市が実施することとなる。</u> <u>なお、</u> 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
	第6節 住宅の応急修理	第6節 住宅の応急修理
271	2 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合に <u>県が行う</u> 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	2 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合、 <u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。</u> <u>ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、清須市が実施することとなる。</u> <u>なお、</u> 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
	第23章 学校における対策	第23章 学校における対策
273	■基本方針 ○災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。	■基本方針 ○災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、 <u>国立・</u> 私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制
297	<p>4 職員の配置及びサービス 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p>  <p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 【本部員会議】 本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 総務部長 企画部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 【総務部】 防災行政班／財政班／税務・収納班／会計班／監査事務班／消防班 【企画部】 人事秘書班／企画政策班 【市民環境部】 市民・市民サービスセンター班／保険年金班／生活環境班／産業班 【健康福祉部】 社会福祉班／児童福祉班／高齢福祉班／保健班 【建設部】 土木班／都市計画班／地域開発・まちづくり班／上下水道班 【教育部】 学校教育班／生涯学習・スポーツ班／給食センター班／学校班 【議会事務局】 議事調査班 <p>【本部事務局】 防災行政課</p>	<p>4 職員の配置及びサービス 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p>  <p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 【本部員会議】 本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 総務部長 企画部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 【総務部】 防災行政班／財政班／税務・収納班／会計班／監査事務班／消防班 【企画部】 人事秘書班／企画政策班 【市民環境部】 市民・市民サービスセンター班／保険年金班／生活環境班／産業班 【健康福祉部】 社会福祉班／児童福祉班／高齢福祉班／保健班 【建設部】 土木班／都市計画班／地域開発・まちづくり班／上下水道班 【教育部】 学校教育班／生涯学習・スポーツ班／給食センター班／学校班 【議会事務局】 議事調査班 <p>【本部事務局】 防災行政課</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）																										
302	<p>所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 316 271 395">部</th> <th data-bbox="271 316 472 395">班 (班 長)</th> <th data-bbox="472 316 1055 395">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 395 271 967" rowspan="3">建設部</td> <td data-bbox="271 395 472 520">土木班 (土木課長)</td> <td data-bbox="472 395 1055 520">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 520 472 842">都市計画班 (都市計画課長)</td> <td data-bbox="472 520 1055 842"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 842 472 967">地域開発・まちづくり班 (地域開発課長)</td> <td data-bbox="472 842 1055 967"> 1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 967 271 1085"></td> <td data-bbox="271 967 472 1085">上下水道班 (上下水道課長)</td> <td data-bbox="472 967 1055 1085">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	建設部	土木班 (土木課長)	(略)	都市計画班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加)	地域開発・まちづくり班 (地域開発課長)	1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること		上下水道班 (上下水道課長)	(略)	<p>所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 316 1232 395">部</th> <th data-bbox="1232 316 1433 395">班 (班 長)</th> <th data-bbox="1433 316 2036 395">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 395 1232 842" rowspan="3">建設部</td> <td data-bbox="1232 395 1433 520">土木班 (土木課長)</td> <td data-bbox="1433 395 2036 520">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 520 1433 842">都市計画・新清洲駅 周辺まちづくり班 (都市計画課長)</td> <td data-bbox="1433 520 2036 842"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 842 1433 967">(削除)</td> <td data-bbox="1433 842 2036 967">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 967 1232 1085"></td> <td data-bbox="1232 967 1433 1085">上下水道班 (上下水道課長)</td> <td data-bbox="1433 967 2036 1085">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	建設部	土木班 (土木課長)	(略)	都市計画・新清洲駅 周辺まちづくり班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること	(削除)	(削除)		上下水道班 (上下水道課長)	(略)
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																										
建設部	土木班 (土木課長)	(略)																										
	都市計画班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加)																										
	地域開発・まちづくり班 (地域開発課長)	1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること																										
	上下水道班 (上下水道課長)	(略)																										
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																										
建設部	土木班 (土木課長)	(略)																										
	都市計画・新清洲駅 周辺まちづくり班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること																										
	(削除)	(削除)																										
	上下水道班 (上下水道課長)	(略)																										
	<p>第2章 避難行動</p>	<p>第2章 避難行動</p>																										
	<p>第1節 地震情報等の伝達</p>	<p>第1節 地震情報等の伝達</p>																										
306	<p>2 市における措置</p> <p>(5) 市は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(5) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p>																										
	<p>第2節 避難の指示</p>	<p>第2節 避難の指示</p>																										

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
310	<p>6 避難の措置と周知</p> <p>避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、<u>オフトーク通信</u>、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。</p>	<p>6 避難の措置と周知</p> <p>避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。</p>
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請
	第1節 応援協力	第1節 応援協力
339	<p>1 市における措置</p> <p>(3) <u>県及び他の市町村との連携した応援</u></p> <p>市長は、県及び他の市町村と一体となった応援が効果的と認められるときは、<u>県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村と連携し応援を実施する。</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(3) <u>「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</u></p> <p>市長は、<u>当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。</u></p>
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入
345	<p>3 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p>	<p>3 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p>
346	<p>(追加)</p>	<p>4 ボランティア団体等との連携</p> <p><u>市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u></p>
	<p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>(略)</p>	<p>5 整備保存すべき帳簿</p> <p>(略)</p>
	第6章 消防活動・危険性物質対策	第6章 消防活動・危険性物質対策
	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画
359	<p>1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置</p> <p>(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止</p>	<p>1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置</p> <p>(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	震度5弱以上の地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。	大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策
361	<p>■基本方針</p> <p>○災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。</p>	<p>■基本方針</p> <p>○災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、<u>感染症法</u>に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。</p>
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生
372	<p>2 防疫・保健衛生活動の実施</p> <p>(2) 防疫対策</p> <p>エ <u>感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律</u>による生活の用に供される水の供給</p>	<p>2 防疫・保健衛生活動の実施</p> <p>(2) 防疫対策</p> <p>エ <u>感染症法</u>による生活の用に供される水の供給</p>
373	<p>(4) 健康管理</p> <p>イ 市は県と協力して、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、<u>必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</u></p>	<p>(4) 健康管理</p> <p>イ 市は県と協力して、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、<u>医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u></p>
	第8章 道路交通規制・緊急輸送対策	第8章 道路交通規制・緊急輸送対策
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策
378	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>イ 道路情報システム、<u>くしの歯防災システム等</u>の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p>
	第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	第12章 環境汚染防止及び地域安全対策
	第1節 環境汚染防止対策	第1節 環境汚染防止対策
412	<p>1 市等関係機関及び県（環境部）における措置</p> <p>(3) 環境調査</p> <p>被災の状況等、必要に応じ、<u>有害物質による環境汚染の状況</u>について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。</p>	<p>1 市等関係機関及び県（環境部）における措置</p> <p>(3) 環境調査</p> <p>被災の状況等、必要に応じ、<u>有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況</u>について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策
	第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営
435	2 災害救助法の適用等 (1) 災害救助法が適用された場合に <u>県が行う</u> 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	2 災害救助法の適用等 (1) 災害救助法が適用された場合、 <u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。</u> <u>ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>なお、</u> 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
	第17章 学校における対策	第17章 学校における対策
440	■ 基本方針 ○災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。	■ 基本方針 ○災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、 <u>国立・</u> 私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）																																																									
	4 災害復旧・復興計画	4 災害復旧・復興計画																																																									
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																																																									
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等																																																									
474	1 市における措置	1 市における措置																																																									
	<p>(1) <u>被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</u> 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p>(追記)</p>	<p>(1) <u>被災者生活再建支援金の支給</u> <u>ア 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請書の受付</u> 市は、<u>被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</u> <u>イ 清須市被災者生活再建支援金支給要綱</u> <u>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため実施する支給制度である。</u> <u>そのあらまは、以下のとおりである。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>対象となる災害</td> <td colspan="4">自然災害</td> </tr> <tr> <td>支給対象者</td> <td colspan="4">被災世帯の世帯主</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">支給金の額</td> <td colspan="4">《複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合》 (単位：万円)</td> </tr> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>住宅の 再建方法</td> <td>基礎支援金</td> <td>加算支援金</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>全壊世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊解体・敷地 被害解体世帯</td> <td>補修</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>長期避難世帯</td> <td>賃貸</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="4">《単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合》 (単位：万円)</td> </tr> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>住宅の 再建方法</td> <td>基礎支援金</td> <td>加算支援金</td> <td>合計</td> </tr> </table>	対象となる災害	自然災害				支給対象者	被災世帯の世帯主				支給金の額	《複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合》 (単位：万円)				住宅の被害程度	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊世帯	建設・購入	100	200	300	半壊解体・敷地 被害解体世帯	補修	100	100	200	長期避難世帯	賃貸	100	50	150	大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃貸	50	50	100	《単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合》 (単位：万円)				住宅の被害程度	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
対象となる災害	自然災害																																																										
支給対象者	被災世帯の世帯主																																																										
支給金の額	《複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合》 (単位：万円)																																																										
	住宅の被害程度	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																						
	全壊世帯	建設・購入	100	200	300																																																						
	半壊解体・敷地 被害解体世帯	補修	100	100	200																																																						
		長期避難世帯	賃貸	100	50	150																																																					
	大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250																																																						
		補修	50	100	150																																																						
		賃貸	50	50	100																																																						
	《単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合》 (単位：万円)																																																										
	住宅の被害程度	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																						

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）					
			全壊世帯	建設・購入	75	150	225
			半壊解体・敷地	補修	75	75	150
			被害解体世帯				
			長期避難世帯	賃貸	75	37.5	112.5
			大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
				補修	37.5	75	112.5
				賃貸	37.5	37.5	75
			経費負担	県2分の1、市2分の1			
	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	第6章 商工業・農林水産業の再建支援					
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援					
479	<p>1 県（産業労働部、振興部）における措置</p> <p>(2) 金融支援等</p> <p>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p>	<p>1 県（産業労働部、振興部）における措置</p> <p>(2) 金融支援等</p> <p>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）<u>等</u>により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p>					

「清須市地域防災計画」新旧対照表（東海地震に関する事前対策）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	5 東海地震に関する事前対策	5 東海地震に関する事前対策
	第7章 市民のとりべき措置	第7章 市民のとりべき措置
	第2節 職場においてとりべき措置	第2節 職場においてとりべき措置
	(1)～(11) (略) <u>(追加)</u>	(1)～(11) (略) 付録「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う本市の対応について 別紙1参照

付録

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う本市の対応については、当面の間は以下のとおりとすることとし、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。

<本市の対応>

項目	対応
情報の収集及び伝達	適宜必要な情報の収集に努め、県関係機関へ必要な情報を伝達する。
市民への呼びかけ	市民に対して、日頃からの備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有を目的とする庁内会議を開催する。
施設の点検	市の所管する施設のうち、防災上重要な施設や市民が利用する施設を必要に応じて点検し、地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
非常配備態勢	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

<参考 「南海トラフ地震に関連する情報」>

1 経緯

- 気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の最終報告書（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始した。

2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

- 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

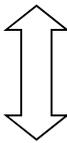
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象*が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	第1編 災害予防	第1編 災害予防
	第2章 原子力災害予防対策	第2章 原子力災害予防対策
	第4節 環境放射線モニタリングの実施等	第4節 環境放射線モニタリングの実施等
511	1 環境放射線モニタリング結果の把握 市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、県が文部科学省（又は原子力規制庁）から受託している環境放射能水準調査（以下、「環境放射能調査」という。） <u>について</u> 、環境調査センターを始め県内5か所において実施した結果についてウェブページ等で把握する。	1 環境放射線モニタリング結果の把握 市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、県が文部科学省（又は原子力規制庁）から受託している環境放射能水準調査（以下、「環境放射能調査」という。） <u>において</u> 、環境調査センターを始め県内5か所 <u>で空間放射線量のモニタリング等</u> を実施した結果についてウェブページ等で把握する。
	第2編 災害応急対策	第3編 災害応急対策
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制
522	4 職員の配置及び服務 災害対策本部の組織図（第3 非常配備体制）	4 職員の配置及び服務 災害対策本部の組織図（第3 非常配備体制）

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">災害対策本部</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【本部員会議】</p> <p>本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 総務部長 企画部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長</p> </div> <div style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【総務部】</p> <p>防災行政班／財政班／税務・収納班／ 会計班／監査事務班／消防班</p> <p style="text-align: center;">【企画部】</p> <p>人事秘書班／企画政策班</p> <p style="text-align: center;">【市民環境部】</p> <p>市民・市民サービスセンター班／ 保険年金班／生活環境班／産業班</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉部】</p> <p>社会福祉班／児童福祉班／高齢福祉 班／保健班</p> <p style="text-align: center;">【建設部】</p> <p>土木班／都市計画班／地域開発・ま ちづくり班／上下水道班</p> <p style="text-align: center;">【教育部】</p> <p>学校教育班／生涯学習・スポーツ班 ／給食センター班／学校班</p> <p style="text-align: center;">【議会事務局】</p> <p>議事調査班</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">【本部事務局】</p> <p>防災行政課</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;">  </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">災害対策本部</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【本部員会議】</p> <p>本部長（市長） 副本部長（副市長、教 育長） 総務部長 企画部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長</p> </div> <div style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【総務部】</p> <p>防災行政班／財政班／税務・収納班／ 会計班／監査事務班／消防班</p> <p style="text-align: center;">【企画部】</p> <p>人事秘書班／企画政策班</p> <p style="text-align: center;">【市民環境部】</p> <p>市民・市民サービスセンター班／ 保険年金班／生活環境班／産業班</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉部】</p> <p>社会福祉班／児童福祉班／高齢福祉 班／保健班</p> <p style="text-align: center;">【建設部】</p> <p>土木班／<u>都市計画・新清洲駅周辺ま ちづくり班</u>／上下水道班</p> <p style="text-align: center;">【教育部】</p> <p>学校教育班／生涯学習・スポーツ班 ／給食センター班／学校班</p> <p style="text-align: center;">【議会事務局】</p> <p>議事調査班</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">【本部事務局】</p> <p>防災行政課</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;">  </div>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）																														
527	<p>所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 240 273 316">部</th> <th data-bbox="273 240 472 316">班 (班 長)</th> <th data-bbox="472 240 1055 316">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 320 273 767"></td> <td data-bbox="273 320 472 443">土 木 班 (土 木 課 長)</td> <td data-bbox="472 320 1055 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 448 273 767">建 設</td> <td data-bbox="273 448 472 767">都 市 計 画 班 (都 市 計 画 課 長)</td> <td data-bbox="472 448 1055 767"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 772 273 890">部</td> <td data-bbox="273 772 472 890">地 域 開 発 ・ ま ち づ くり 班 (地 域 開 発 課 長)</td> <td data-bbox="472 772 1055 890"> 1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 895 273 1013"></td> <td data-bbox="273 895 472 1013">上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)</td> <td data-bbox="472 895 1055 1013">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務		土 木 班 (土 木 課 長)	(略)	建 設	都 市 計 画 班 (都 市 計 画 課 長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加)	部	地 域 開 発 ・ ま ち づ くり 班 (地 域 開 発 課 長)	1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること		上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)	(略)	<p>所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 240 1234 316">部</th> <th data-bbox="1234 240 1451 316">班 (班 長)</th> <th data-bbox="1451 240 2040 316">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 320 1234 767"></td> <td data-bbox="1234 320 1451 443">土 木 班 (土 木 課 長)</td> <td data-bbox="1451 320 2040 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 448 1234 767">建 設</td> <td data-bbox="1234 448 1451 767">都 市 計 画 ・ 新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 班 (都 市 計 画 課 長)</td> <td data-bbox="1451 448 2040 767"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 772 1234 890">部</td> <td data-bbox="1234 772 1451 890">(削除)</td> <td data-bbox="1451 772 2040 890">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 895 1234 1013"></td> <td data-bbox="1234 895 1451 1013">上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)</td> <td data-bbox="1451 895 2040 1013">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務		土 木 班 (土 木 課 長)	(略)	建 設	都 市 計 画 ・ 新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 班 (都 市 計 画 課 長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること	部	(削除)	(削除)		上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)	(略)
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																														
	土 木 班 (土 木 課 長)	(略)																														
建 設	都 市 計 画 班 (都 市 計 画 課 長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること (追加)																														
部	地 域 開 発 ・ ま ち づ くり 班 (地 域 開 発 課 長)	1 帰宅困難者の支援に関すること 2 応急仮設住宅の建設等に関すること 3 部内の連絡調整に関すること																														
	上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)	(略)																														
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																														
	土 木 班 (土 木 課 長)	(略)																														
建 設	都 市 計 画 ・ 新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 班 (都 市 計 画 課 長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 帰宅困難者の支援に関すること 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 生活再建等支援対策（宅再建支援・相談）に関すること 6 応急仮設住宅の建設等に関すること 7 部内の連絡調整に関すること																														
部	(削除)	(削除)																														
	上 下 水 道 班 (上 下 水 道 課 長)	(略)																														

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）																								
	第5 条例・規則等	第5 条例・規則等																								
	4 清須市災害対策本部要綱	4 清須市災害対策本部要綱																								
24 27	別表（第5条、第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (班長)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建設部</td> <td>土木班 (土木課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>都市計画班 (都市計画課長)</td> <td>1～5 (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>地域開発・新清洲駅周 辺まちづくり班 (地域開発課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道班 (上下水道課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班長)	所掌事務	建設部	土木班 (土木課長)	(略)	都市計画班 (都市計画課長)	1～5 (略) (追加)	地域開発・新清洲駅周 辺まちづくり班 (地域開発課長)	(略)	上下水道班 (上下水道課長)	(略)	別表（第5条、第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (班長)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建設部</td> <td>土木班 (土木課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>都市計画・新清洲駅周 辺まちづくり班 (都市計画課長)</td> <td>1～5 (略) <u>6 応急仮設住宅の建設等に関すること</u> <u>7 部内の連絡調整に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>上下水道班 (上下水道課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班長)	所掌事務	建設部	土木班 (土木課長)	(略)	都市計画・新清洲駅周 辺まちづくり班 (都市計画課長)	1～5 (略) <u>6 応急仮設住宅の建設等に関すること</u> <u>7 部内の連絡調整に関すること</u>	(削除)	(削除)	上下水道班 (上下水道課長)	(略)
部	班 (班長)	所掌事務																								
建設部	土木班 (土木課長)	(略)																								
	都市計画班 (都市計画課長)	1～5 (略) (追加)																								
	地域開発・新清洲駅周 辺まちづくり班 (地域開発課長)	(略)																								
	上下水道班 (上下水道課長)	(略)																								
部	班 (班長)	所掌事務																								
建設部	土木班 (土木課長)	(略)																								
	都市計画・新清洲駅周 辺まちづくり班 (都市計画課長)	1～5 (略) <u>6 応急仮設住宅の建設等に関すること</u> <u>7 部内の連絡調整に関すること</u>																								
	(削除)	(削除)																								
	上下水道班 (上下水道課長)	(略)																								
	5 清須市防災行政用無線局管理運用規程	5 清須市防災行政用無線局管理運用規程																								
31 32	別表（第8条関係） 清須市防災行政無線局同報系設置場所 (2) 屋外拡声子局 <table border="1"> <thead> <tr> <th>識別信号</th> <th>設置場所</th> <th>所在地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>清洲中学校</td> <td>一場 695 番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一場保育園</td> <td>一場 558 番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清洲配水場</td> <td>朝日愛宕 205 番地</td> </tr> </tbody> </table>	識別信号	設置場所	所在地番		清洲中学校	一場 695 番地		一場保育園	一場 558 番地		清洲配水場	朝日愛宕 205 番地	別表（第8条関係） 清須市防災行政無線局同報系設置場所 (2) 屋外拡声子局 <table border="1"> <thead> <tr> <th>識別信号</th> <th>設置場所</th> <th>所在地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>清洲中学校</td> <td>一場 695 番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清洲上中畦</td> <td>清洲 316 番地 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清洲配水場</td> <td>朝日愛宕 205 番地</td> </tr> </tbody> </table>	識別信号	設置場所	所在地番		清洲中学校	一場 695 番地		清洲上中畦	清洲 316 番地 2		清洲配水場	朝日愛宕 205 番地
識別信号	設置場所	所在地番																								
	清洲中学校	一場 695 番地																								
	一場保育園	一場 558 番地																								
	清洲配水場	朝日愛宕 205 番地																								
識別信号	設置場所	所在地番																								
	清洲中学校	一場 695 番地																								
	清洲上中畦	清洲 316 番地 2																								
	清洲配水場	朝日愛宕 205 番地																								
	11 東海地震警戒宣言発令後広報文例	(削除)																								
	<p>市長から市民への呼びかけ（例文） 市民の皆さん、清須市長の〇〇〇〇です。 既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午〇、〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。 この地震が発生しますと、愛知県では、震度5強以上のかなり強い地震が予想されますので、十分警戒して下さい。 既に、県下の防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えて</p>	<p>(削除)</p>																								

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（平成30年3月修正）	修正後（平成31年3月修正）
	<p>ください。</p> <p>まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは自粛して下さい。</p> <p>次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなどをできる限りやっておいて下さい。</p> <p>それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市や警察などの職員や消防団員の指示に従って、秩序正しく行動していただきたいと思ひます。</p> <p>〇〇人の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていただきたいと念願し、ただ今、全力を傾注しています。</p> <p>また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざというときに備えて万全の対策をお願いします。</p>	
		<p>1.1 清須市被災者生活再建支援金支給要綱</p>
		<p>別紙2 参照</p>

11 清須市被災者生活再建支援金支給要綱

平成30年9月1日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯であつて、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）による支援の対象とならない世帯に対して支給する清須市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。

(2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「半壊解体・敷地被害解体世帯」という。）

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）（以下「大規模半壊世帯」という。）

(3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。

(4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）が住宅の被害の程度及び住宅の再建方法に応じて実施する再建事業（以下「再建事業」という。）に対し、支援金を支給するものとする。

2 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、加算支援金は、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、被災者生活再建支援金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票その他の申請者の世帯が居住する住宅の所在及び当該世帯の構成が確認できるもの
- (2) 被災証明書
- (3) 住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書（第2条第2号イに該当する申請者に限る。）
- (4) 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書（第2条第2号イに該当する申請者であって、住宅の敷地に被害を受けたものに限る。）
- (5) 長期避難世帯に該当する旨の証明書（第2条第2号ウに該当する申請者に限る。）
- (6) 住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す申請者又は申請者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画（加算支援金の支給を申請する場合に限る。）
- (7) 振込口座の通帳の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類
（支給の申請期間）

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により期間内に申請することが困難であると認めるときは、期間を延長することができる。

（支給の決定等）

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに支援金の支給を決定し、被災者生活再建支援金支給決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（再建事業の変更）

第7条 前条の規定による支援金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、再建事業の内容に変更（中止及び廃止を含む。）が生じた場合は、速やかに被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第8条 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、被災者生活再建支援金変更（廃止）承認通知書（第5号様式）により支給決定者に通知するものとする。

（状況報告）

第9条 支給決定者は、再建事業が完了したときは、当該再建事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は支援金の支給決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、被災者生活再建支援金再建状況報告書（第6号様式）に申請内容どおりに住宅の再建が完了したことが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支援金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速

やかに支給すべき支援金の額を確定し、被災者生活再建支援金支給額確定通知書（第7号様式）により支給決定者に通知するものとする。

（支給決定の取消し及び支援金の返還）

第11条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取消し、又は既に支給した支援金の全部若しくは一部を被災者生活再建支援金返還請求書（第8号様式）により返還させることができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により、支援金の支給決定又は支給を受けたとき。
- （2） 第4条の申請内容どおりに住宅が再建されなかったとき。
- （3） 第9条に定める期日までに、被災者生活再建支援金再建状況報告書が提出されなかったとき。
- （4） その他市長が支援金を支給することが適当でないとしたとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消したときは、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（第9号様式）により、支給決定者に通知するものとする。

（雑則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年9月1日から施行する。
（清須市災害見舞金等支給要綱の一部改正）
- 2 清須市災害見舞金等支給要綱（平成17年清須市告示第28号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

別表（第3条関係）

区分	基礎支援金		加算支援金	
	住宅の被害程度	基礎支援金の額	住宅の再建方法	加算支援金の額
複数世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円
	半壊解体・敷地被害		補修	100万円
	解体世帯		賃貸	50万円
	長期避難世帯	50万円	建設・購入	200万円
大規模半壊世帯	補修		100万円	
	賃貸		50万円	
単数世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円
	半壊解体・敷地被害		補修	75万円
	解体世帯		賃貸	37万5,000円
	長期避難世帯	37万5,000円	建設・購入	150万円
	大規模半壊世帯		補修	75万円
			賃貸	37万5,000円

備考

- 1 複数世帯とは自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいい、単数世帯とは自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 2 住宅の再建方法が複数に該当する場合の加算支援金にあつては、当該額が最も高いものを適用する。

(表)

第1号様式(第4条関係)

被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

清須市長 様

清須市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者

㊟

世帯主以外の方が申請する場合はその理由

支給番号

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。(単数・複数)

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別		口座番号			
						普通・当座					
ゆうちょ銀行	記号					番号					

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	全壊	半壊解体・敷地被害解体	長期避難	大規模半壊
------	----	-------------	------	-------

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由

(裏)

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のままです。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100 万円	75 万円	/	/	住民票の写し り災証明書 預貯金通帳の写し その他 ()
解体 (半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円	/	/	
長期避難	100 万円	75 万円	/	/	
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
			申請額 (A - B)		万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円	/	/	契約書の写し その他 ()
補 修	100 万円	75 万円	/	/	
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
			申請額 (C - D)		万円

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (その他の場合は、() 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下市記入欄

災害名及び発災日				
世帯員数の確認	単 数		複 数	
被害状況の認定	全壊	半壊解体・敷地被害解体	長期避難	大規模半壊
解体状況の確認				

申 請 受 付 印	
-----------------------	--

第2号様式（第6条関係）

被災者生活再建支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給します。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込

第3号様式（第6条関係）

被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金について、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので通知します。

記

(理由)

第4号様式（第7条関係）

被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者 ㊟

年 月 日付け第 号で交付決定された被災者生活再建支援金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、清須市被災者生活再建支援金支給要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

1 変更（廃止）の内容

2 変更（廃止）の理由

第5号様式（第8条関係）

被災者生活再建支援金変更（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 変更（廃止）の内容

附属資料

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

清須市長 様

申請者

印

被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日付け第 号で支給決定のあった被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅の再建方法
- 3 添付書類
別添のとおり

第7号様式（第10条関係）

被災者生活再建支援金支給額確定通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給額を確定しましたので通知します。

記

支給決定額

円

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

清須市長



被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日付け第 号で支給決定しました被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返 還 額 円

3 返還の期限 年 月 日

4 返還の方法

第9号様式（第11条関係）

被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付け 第 号で支給決定通知をしました被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給決定の全部（一部）を取り消します。

記

一部支給決定取消し後の支給額 円

（取消しの理由）

